

環境省政策評価結果の政策への反映状況

－ 目 次 －

1. はじめに

2. 平成 17 年度政策の事後評価結果の平成 19 年度政策への反映状況
 - (1) 総括表
 - (2) 施策別整理表

3. 事前評価結果（平成 17 年 10 月から平成 18 年 9 月まで）の政策への反映状況
 - (1) 公共事業
 - (2) 新設規制

1. はじめに

(1) 国民に対する行政の説明責任の徹底、国民本位の効率的で質の高い行政の実現、国民的視野に立った成果重視の行政への転換を実現することを目的として、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成14年4月施行。以下「法」という。）に基づき、政策評価を実施することとされている。また、法に基づき決定されている「政策評価に関する基本方針」（平成13年12月）が改定（平成17年12月）されたところである。

環境省においても、法に基づき平成14年4月に決定した「環境省政策評価基本計画」（以下「基本計画」という。）を改定（平成18年4月）し、この改定した基本計画に則して政策評価（事後評価、事前評価）を実施している。

(2) 昨年度の報告からこれまで（平成17年10月から平成18年9月まで）の間、以下のとおり政策評価書を総務省に提出、公表した。

- 平成18年2月6日 公共事業に関する事前評価書（平成17年度第3回）を総務省に提出、公表
- 平成18年3月27日 公共事業に関する事前評価書（平成17年度第4回）を総務省に提出、公表
- 平成18年7月14日 新設規制に関する事前評価書を総務省に提出、公表
- 平成18年8月31日 平成17年度環境省政策評価書（事後評価）を総務省に提出、公表

(3) 今般、これら政策評価結果の政策への反映状況を次のとおり取りまとめた。

- ①事後評価結果の政策への反映状況
- ②事前評価結果の政策への反映状況

(参考)

☆ 環境省政策評価基本計画（平成18年4月改定）

計 画 期 間：平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間。

事前評価の対象等：○法施行令第3条第1項各号に規定する、個々の研究開発、個々の公共的な建設の事業及び個々の政府開発援助の実施又は補助を目的とする政策を対象。

○すべての規制の新設を対象。

事後評価の対象等：環境省の政策全てを対象。

政 策 へ の 反 映：評価結果は、環境省の翌年度重点施策の策定、当該年度の事業決定、予算・機構・定員の要求、法令等による制度の新設・改廃、各種長期計画の策定といった企画立案作業において、重要な情報として活用し反映。

2. 平成17年度施策の事後評価結果の政策への反映状況 (1) 総括表

(単位:件)

| 分類 | 平成19年度予算要求へ反映した件数 | | | | | | 平成19年度機構・定員要求へ反映した件数 | | | 施政方針演説等で示された内閣の重要政策に関する評価 | | | | |
|-----------|-------------------|---------------|---------------------|----|------------------|---------|----------------------|---------------------------|---------------------|---------------------------|---|---|---|---|
| | これまでの取組を引き続き推進 | 評価対象政策の改善・見直し | | | 評価対象政策を廃止、休止又は中止 | 機構要求へ反映 | 定員要求へ反映 | 施政方針演説等で示された内閣の重要政策に関する評価 | | | | | | |
| | | 評価対象政策の重点化等 | 評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止 | | | | | 第159回 (H16.1.19) | 第162回 (H17.1.21) | 第164回 (H18.1.20) | | | | |
| 施策等を対象に評価 | 44 | 5 | 39 | 24 | 0 | 0 | 18 | 4 | 17 | 15 | 9 | 6 | 8 | 6 |

(注)

1. 「評価対象政策の重点化等」とは、評価対象政策の全部又は一部を見直すことにより改善等を行ったもの。
2. 「評価対象政策の改善・見直し」の件数のうち「評価対象政策の重点化等」の件数と「評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止」の件数の間には、重複がある。
3. 上記件数の中には実績評価方式による事後評価及び事業評価方式による事後評価の両方が含まれる。

(2) 施策別整理表

| 施策名 | ①達成すべき目標 | ②目標達成に向けた課題 | 評価結果の政策への反映状況 | | | | | | | | | | | | | |
|---|--------------|--|---|--|--------------------|-------------------|-----------|---|---|---|-----------------|---|---|---|--|--|
| | | | ③H19年度予算要求への反映 | | | ⑦H19年度機構・定員要求への反映 | | ⑩施政方針演説等で示された内閣の重要政策に関する評価 | | | | | | | | |
| | | | ④これまでの取組を引き続き推進 | ⑤評価対象政策の改善・見直し (a) 評価対象政策の重点化等 (b) 評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止 | ⑥評価対象政策を廃止、休止、又は中止 | ⑧機構要求への反映 | ⑨定員要求への反映 | ⑪施政方針演説で示された内閣の重要政策に関する評価 第159回 (H16.1.9) 第162回 (H17.1.11) 第164回 (H18.1.2) | | | ⑫その他の重要政策に関する評価 | | | | | |
| 備考(評価結果の平成19年度政策への反映等) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| I 環境への負荷が少ない循環と共生を基調とする経済社会システムの実現 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 地球規模の環境の保全 | (1) 地球温暖化対策 | 京都議定書により、2008年から2012年の温室効果ガスの排出量を、基準年(1990年)・代替フロン等3ガスについては1995年)比6%削減するとともに、米国や中国、インドなどの途上国を含むすべての国が参加する実効ある枠組みが構築されるよう国際協力や経験交流に努めることにより、温室効果ガスの更なる長期的・継続的な排出削減へと導く。 | ○地球温暖化対策推進本部において、平成17年度に議じた個々の地球温暖化対策・施策の進捗状況等を点検し、京都議定書の6%削減の達成が可能かどうかの検証を行うこと。 ○特に二酸化炭素の排出量が増加している業務・家庭部門を中心とした更なる取組強化。 ○国際的な地球温暖化対策の実効性の確保に向け、京都議定書第1約束期間後の2013年以降における全ての国が参加する実効ある枠組みの構築。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ ○経済財政運営と構造改革に関する基本方針 ・2003(平成15年6月27日):循環型社会の構築・地球環境問題への対応に当たっては、関係府省・研究機関等への重複支出を整理する。 ・2004(平成16年6月4日):環境保護と経済発展の両立の観点から、循環型社会の構築に向け、リサイクル対策、ゴミの排出抑制、不法投棄対策等に引き続き取り組むとともに、環境教育を推進する。また、京都議定書の目標の達成を図るため、平成16年に「地球温暖化対策推進大綱」の評価・見直しを行い、必要追加対策・施策を講ずる。 ・2005(平成17年6月21日):環境と経済の両立を図りつつ、地球環境問題への取組を強化する。京都議定書の削減約束の達成、脱温暖化社会の構築に向け、「京都議定書目標達成計画」に基づき、温室効果ガスの排出削減、森林の整備・保全等の森林吸収源対策等、京都メカニズムの活用に向けた取組を確実に実施するとともに、国民運動の展開、技術開発を進める。また、循環型社会の構築を目指す。あわせて、環境・エネルギー問題に総合的に対処する。 | ○個々の地球温暖化対策・施策の進捗状況等について、点検を著実に進め、平成19年度には、個別の対策が目標どおりに進んでいるか、また、全体として6%削減の達成が可能かどうかの検証を厳格に行い、京都議定書目標達成計画の定量的評価・見直しを行う。 ○業務・家庭部門における取組については、省エネ機器の普及や住宅・建築物の断熱性能の向上、ライフスタイルの変革に関する普及啓発等による排出抑制対策に引き続き取り組む。 ○国際的には、気候変動枠組条約の下での交渉を中心に、G8や各国との対話等も活用し、全ての国が参加する実効ある枠組みの構築に向けた取組を積極的に進めていく。 ○京都メカニズム、排出量取引などの市場メカニズムを活用した排出削減、政府の率先的取組、次期枠組に関する国際交渉などについて機構・定員要求を図る。 |
| | (2) オゾン層保護対策 | オゾン層の状況の監視を行い、オゾン層破壊物質の生産・消費規制、排出抑制対策を実施し、さらにフロン類の回収・破壊を推進することにより、オゾン層の保護・回復を図る。 | ○改正フロン回収破壊法に基づく業務用冷凍空調機器からのフロン類回収率の向上に向けた取組の強化。 ○冷媒以外の用途におけるフロン類の排出抑制対策の検討。 ○途上国におけるオゾン層破壊物質の削減・回収破壊対策の推進。 | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | ○改正フロン回収破壊法成立後の円滑な施行を期するため、新たに導入する行程管理制度の詳細設計等を行い、実施に向けた周知徹底を図る。 ○ノンフロン製品の普及方策の検討等、脱フロン社会の実現に向けた施策を重点的に実施する。 ○途上国におけるオゾン層破壊物質削減プロジェクトの発掘、形成を図る。 | |
| | (3) 酸性雨・黄砂対策 | 東アジア地域において、「東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)」及び調査研究を国際的に協調して進め、国内においては長期モニタリング計画に基づくモニタリングの実施を行うことにより、酸性雨対策を推進するとともに、北東アジア地域における黄砂モニタリングネットワークの確立及び国内モニタリングを進めることで黄砂対策を推進する。 | ○EANETの活動基盤の強化等将来的な発展についての協議。 ○これまでの国内酸性雨調査結果の総合的分析等による一部瀬沼周辺における酸性雨の影響の疑いに対する対策。 ○アジア開発銀行等による国際プロジェクトにおける、黄砂のモニタリングネットワーク構築等の検討。 | ○ | ○ | | | | | | | | | | | ○EANETについては、将来的な発展について協議されることになっており、この協議に我が国として意見を提案する等積極的に貢献する。 ○国内における酸性雨の影響が疑われる一部瀬沼周辺において酸性化のメカニズムの解明等に向けた重点的な調査を実施する。 ○アジア開発銀行等による国際プロジェクトについては、特に我が国に多くの専門家等を有する黄砂モニタリングの分野において技術協力するなど積極的に貢献するとともに、国内におけるモニタリングネットワークを整備する。 |
| | (4) 海洋環境の保全 | 海洋環境保全に関する各条約及び国内法の着実な実施を図るとともに、国連環境計画が推進する日本海及び黄海を対象とした「北西太平洋地域海洋行動計画(NOWPAP)」に基づく取組等により、国際的な連携の下で廃棄物等による海洋汚染防止対策を推進する。 | ○これまでの検討結果を踏まえ、ロンドン条約96年議定書の締結に向けた国内制度の確立と、制度の運用に向けた取組。 ○NOWPAPについて、活動を指揮、推進する中核機関のRCU(地域調整ユニット)の本格的活動、NOWPAP活動のさらなる活性化のための体制作り。 ○パラスト水条約の発効に備え、更に基礎情報の収集を行うとともに、対応体制の整備を進めること。 ○海洋における大規模な有害液体物質流出事故に対する準備等を定めた「2000年の危険物質及び有害物質による準備、対応及び協力に関する議定書」(以下「OPRC-HNS議定書」という。)の発効に備え、情報収集を行うとともに、環海面からの国内体制を整備すること。 ○海外に起因する漂流、漂着ゴミへの対応や、海浜へのゴミ漂着状況の把握と削減方策の検討。 | ○ | ○ | | | | | | | | | | | ○ロンドン条約96年議定書の締結に向けて、国内制度のうち海洋施設からの投棄のガイドライン策定等、未対応の部分について整備する。 ○NOWPAP活動のさらなる活性化のため各機関との連携体制を構築して、各プロジェクトの実施を推進するために各国に設置された各RAC(地域活動センター)の研究成果を共有する。 ○パラスト水条約の発効に向けて、引き続き国内体制を整備する。 ○OPRC-HNS議定書の締結に向けた環海面からの国内体制を、早急に進める必要があるため、環境保全の観点からの事故対策マニュアルの策定等、環境省が実施すべき措置の検討を行う。 ○海外から我が国に漂着するゴミの問題の解決に向けて近隣諸国との協力を推進し、漂着ゴミの漂流予測手法の構築を進める。また、海浜のゴミ漂着状況の把握及び削減方策の検討のための調査等を進める。このための定員を要求する。 |

| 施策名 | ①達成すべき目標 | ②目標達成に向けた課題 | 評価結果の政策への反映状況 | | | | | | | | | | |
|---------------------|---|---|-----------------|--|-------------------|-----------|-----------|--|--|----------------------------|-----------------|--|--|
| | | | ③H19年度予算要求への反映 | | | | | ⑦H19年度機構・定員要求への反映 | | ⑩施政方針演説等で示された内閣の重要政策に関する評価 | | | 備考(評価結果の平成19年度政策への反映等) |
| | | | ④これまでの取組を引き続き推進 | ⑤評価対象政策の改善・見直し (a)評価対象政策の重点化等 (b)評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止 | ⑥評価対象政策を廃止、休止又は中止 | ⑧機構要求への反映 | ⑨定員要求への反映 | ⑪施政方針演説等で示された内閣の重要政策に関する評価 第159回(H16.1.1.9) 第162回(H17.1.2.1) 第164回(H18.1.2.0) | | | ⑫その他の重要政策に関する評価 | | |
| (1) 環境リスクの評価 | 化学物質による人の健康や生態系に対する環境リスクを体系的に評価するとともに、そのための基礎データを収集する。 | ○化学物質環境実態調査の継続的実施。 ○環境リスク初期評価については、引き続きリスク評価手法を改善しつつ推進する。 | ○ | ○ | | | | | | | | | ○化学物質環境実態調査については、今後とも、調査要望のあった物質について、調査を実施していく。 ○環境リスク初期評価については、リスク評価の精度を上げるため、シミュレーションモデルを活用したばく露評価手法等の改善を図りつつ、調査を実施していく。 |
| (2) 環境リスクの管理 | 各種法律に基づく措置や規制等の実施により、ダイオキシン類及び農薬を含む化学物質による環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。 | ○POPs条約(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)への対応及び簡易測定法の一層の普及。 ○年々排出総量全体に占める割合が増大している小型焼却炉の対策、及び廃棄物焼却炉解体時のダイオキシン類汚染不安への対応。 ○汚染土壌処理対策、汚染底質対策の推進。 ○農薬に関し、生態系保全の充実に向けた取組の強化、及び人の健康保護の充実について、農薬の飛散等による大気経由ばく露を考慮したリスク管理措置の充実。 ○国際的な動向を踏まえた化学物質審査制度の見直し。 ○引き続き、Japanチャレンジプログラムによる既存化学物質の安全性点検の推進。 ○化学物質排出把握管理促進法の附則に基づくPRTR制度(化学物質排出把握量届出制度)等の見直しの検討(排出量把握の強化、化学物質の分類表示の導入等)。 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | ○POPs条約に関して、ダイオキシン類等非意図的生成物削減のためのBAT(利用可能な最良の技術)及びBEP(環境のための最良の慣行)の指針の作成へ貢献する。また、簡易測定法に関して、排出ガス・ばいじん等に加え、土壌・底質等への技術評価並びに適用可能性を検討する。 ○小型焼却炉のダイオキシン類排出削減対策を図るとともに、廃棄物焼却炉解体時のモニタリング調査を実施する。 ○排出総量の把握、環境汚染状況の監視、高濃度汚染地域対策等を実施。 ○農薬の水産動植物や水質汚濁に係る登録保留措置の着実な設定に取り組む。また、健康被害の未然防止の観点から、農薬の大気経由ばく露を考慮したリスク管理措置の充実に向けた取組を強化する。 ○欧州新化学品規制(REACH規則案)等の検討状況、導入に向けた影響調査等について調査・検討を行い、国民、産業界に広く情報を提供するとともに、国際的な動向を踏まえた化学物質審査制度の検討に資する。 ○Japanチャレンジプログラムの実施における国の役割を果たすため、①国際的取組により収集・評価された生態毒性等の情報の整理・発信、②事業者から提出されたデータ等について、専門家による信頼性評価の実施、③同プログラムへの更なる参加に向けた働きかけを行うこととし、これらの業務の執行に必要な定員を要求する。 ○PRTR制度の定着とそのデータの有効活用の推進、及び化学物質排出把握管理促進法の見直しの検討を行う。見直しの中で課題となっている排出量把握の強化、分類表示の導入等に伴う事務処理体制の整備を要求する。 | |
| (3) リスクコミュニケーションの推進 | リスクコミュニケーションに資する情報の整備、対話の推進及び場の提供を図ることを通じて、化学物質に関するリスクコミュニケーションを推進し、市民、産業、行政等のすべての利害関係者における化学物質の環境リスクに係る正確で分かりやすい情報の共有と信頼関係の構築に努める。 | 化学物質と環境円卓会議については、より幅広い利害関係者の参画を促す観点からの参加者の拡大 | ○ | ○ | | | | | | | | | ○各事業の質を高く維持しつつ、化学物質と環境円卓会議の開催や事業の成果物の普及に係る広報や化学物質と環境円卓会議の地方開催などにより、より広くリスクコミュニケーションの普及を図る。 |
| (4) 国際協調による取組の推進 | 化学物質関係の各条約(POPs条約(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)、PIC条約(国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤)についての事前かつ情報に基づく同意の手続きに関するロアダルダム条約)に関連する国内施策を推進するとともに、OECD(経済協力開発機構)、UNEP(国連環境計画)等の国際機関との連携及び諸外国との国際協力を図り、化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。 | ○我が国の化学物質管理システムを東アジア地域のデファクトスタンダード(事実上の標準)と位置づけること。 ○平成18年2月に採択されたSAICM(国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ)に関する国内実施計画及びアジア太平洋地域実施計画の策定。 ○POPs条約の対象物質の追加への対応。 ○国連環境計画における地球規模での有害な汚染問題の議論に対応し、我が国を含む東アジア地域における排出・汚染の現状や長距離移動を説明すること。 ○GHS(化学品)の分類表示に関する世界調和システムの導入目標年(平成20年)に向けた制度の普及。 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | ○東アジアにおける行政官レベルの化学物質管理ネットワークを構築する。 ○SAICM国内実施計画を策定する。また、アジア太平洋地域SAICM実施計画の策定に向け、リーダーシップを発揮する。 ○我が国からのPOPs条約対象物質追加の提案、国際的な有害な金属汚染の検討作業への貢献など、地球規模での対策の立案に貢献する。 ○化学品に関する表示や情報伝達のしくみの整備など、条約等に関連する国内の取組を強化する。 | |
| (5) 国内における毒ガス弾等対策 | 平成15年度の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。 | ○A分類の事案(寒川町、平塚市、習志野)については、現状と環境調査未実施地域がある。 ○B、C分類の事案については、これまでの環境調査の結果、毒ガス弾等を疑わせる不審物の存在が確認されている。 ○茨城県神栖市の事案については、汚染源掘削調査で除去した汚染土壌等が未処理である。 ○緊急措置事業については、事業開始から5年間を目途として実施することとされている。 | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | ○A分類の事案(寒川町、平塚市、習志野)については、環境調査未実施地域において、土地改変指針に基づき必要に応じ環境調査を実施する。 ○B、C分類の事案については、毒ガス弾等を疑わせる不審物の具体的な状況を確認するため、不審物確認調査を実施する。 ○茨城県神栖市の事案については、汚染土壌等を適切に処理する。 ○緊急措置事業については、引き続き着実に実施する。 |

| 施策名 | ①達成すべき目標 | ②目標達成に向けた課題 | 評価結果の政策への反映状況 | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|----------------------------|---|--|----------------------------------|------------------------|--------------------|-------------------|-----------|----------------------------|--|--|-----------------|------------------------|--|--|--|
| | | | ③H19年度予算要求への反映 | | | | ⑦H19年度機構・定員要求への反映 | | ⑩施政方針演説等で示された内閣の重要政策に関する評価 | | | | 備考(評価結果の平成19年度政策への反映等) | | | |
| | | | ④これまでの取組を引き続き推進 | ⑤評価対象政策の改善・見直し (a)評価対象政策の重点化等 | (b)評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止 | ⑥評価対象政策を廃止、休止、又は中止 | ⑧機構要求への反映 | ⑨定員要求への反映 | ⑪施政方針演説で示された内閣の重要政策に関する評価 | | | ⑫その他の重要政策に関する評価 | | | | |
| 8 国際的取り組みに係る施策 | (1) 地球環境保全に関する国際的な貢献と連携の確保 | ○国際社会での持続可能な開発に向けた取組にイニシアティブ(先導的役割)を発揮するとともに、貿易と環境の相互支持性を強化する。 ○世界的な森林の保全、砂漠化への対処、南極地域の環境保全に関し、自然資源を総合的に保全・管理するための手法を検討し、国際的枠組みの発展に貢献する。アジア太平洋地域における持続可能な開発に向けた科学的ツール等の開発・提供により、我が国の国際的な貢献を行う。 | ○グローバル化と環境に係る具体的な政策の開発及び実施。また、海外広報の充実。さらに、EPAの協力案件にもなっている環境影響評価手法の検討等政策研究を行う。 ○「持続可能な森林経営」及び違法伐採対策の検討。 ○砂漠化対策条約の枠組みの下、科学的・技術的に貢献するための取組の推進及び国連砂漠と砂漠化に関する国際年に定められている2006年に国民に対する普及啓発の推進。 ○南極地域の環境保護については、基地が周辺環境に与える影響のモニタリング技術指針の作成、南極環境保護議定書責任附属書(平成17年6月に採択)への対応、法に基づく手続きの徹底に係る普及啓発の推進。 | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | ○経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005(平成17年6月21日):「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方に基づき、違法伐採対策を推進する。 ○環境面からの「持続可能な森林経営」、また、木材輸入国側の観点からの違法伐採対策の調査、検討を行う。 ○砂漠化対策条約の枠組みの下、科学的・技術的に貢献するための取組を今後も継続的に進めていく。また、国連砂漠と砂漠化に関する国際年の記念シンポジウムを開催し、砂漠化の現状及びその対策を国民に対し普及啓発する。 ○南極基地でモニタリングするための技術指針の作成、関係省庁と協力して責任附属書への対応検討、関係団体への説明会の開催等普及啓発を一層進める。 | ○引き続き、国連、G8、OECD、エコアジア等の各種の枠組みで積極的に貢献する。海外広報は、提供情報の質、量を共に充実させる。また、環境影響評価手法の検討を行うことを始めとし、これまでの事業を充実させる。 |
| | (2) 開発途上地域の環境の保全等に関する国際協力 | ○アジア太平洋地域の様々な主体による、この地域に相応しい持続可能な開発の実現に向けた取組の促進。 ○特に中国の経済活動に伴う東アジア地域及び地球レベルへの環境影響を低減するために取り組む方策の検討及び実施。 ○我が国の多彩な環境管理の技術とノウハウを持つ人材の活用。 ○途上国からの要請・要望に応えるための体制整備や予算措置、多様な主体の活用等。 | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | ○経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005(平成17年6月21日):地球環境問題や国際的な資源部等のグローバルな課題に対処し、環境と経済の両立を図る。 ○新たな国際環境協力の基本戦略に基づき、東アジアにおける環境管理の仕組みの改善に重点化し、事業の拡充を行う。 | ○国際機関等と協力して、革新的な取組を推進すべく、アジア太平洋地域の持続可能な開発に係る施策を引き続き行う。 | |

| 施策名 | ①達成すべき目標 | ②目標達成に向けた課題 | 評価結果の政策への反映状況 | | | | | | | | | | |
|------------------------------------|----------------|--|--|---|--------------------|-----------|-----------|--|---|----------------------------|---|--|--|
| | | | ③H19年度予算要求への反映 | | | | | ⑦H19年度機構・定員要求への反映 | | ⑩施政方針演説等で示された内閣の重要政策に関する評価 | | | ⑫その他の重要政策に関する評価 |
| | | | ④これまでの取組を引き続き推進 | ⑤評価対象政策の改善・見直し (a)評価対象政策の重点化等 (b)評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止 | ⑥評価対象政策を廃止、休止、又は中止 | ⑧機構要求への反映 | ⑨定員要求への反映 | ⑪施政方針演説等で示された内閣の重要政策に関する評価 第159回(H16.1.1.9) 第162回(H17.1.1) 第164回(H18.1.2.0) | | | | | |
| 備考(評価結果の平成19年度政策への反映等) | | | | | | | | | | | | | |
| II 各種施策を統合する基盤及び各主体の参加に係る施策 | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 環境基本計画の効果的実施 | 環境基本計画の策定及びその効果的な実施により環境保全に関する施策を効果的に実施する。 | ○新たに策定された第三次環境基本計画に基づき、環境の保全に関する施策を適切に実施する。 ○同計画において目指すべき方向として打ち出された、環境・経済・社会の統合的向上に向けた取組を促進する。 ○同計画において国民、事業者、地方公共団体等各主体に期待される役割が明確化されたが、各主体がその役割を効果的に果たせるよう必要な支援を行う。 ○中央環境審議会における点検の際に、計画で定めた指標を効果的に活用できるよう、指標の適切な運用・見直しを行う。 ○法令に環境基本計画との調和規定がある各種計画について、環境基本計画の基本的な方向に沿ったものとする。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○第三次環境基本計画に基づいた効果的な施策の実施、同計画の各年毎の点検、必要に応じた計画の変更を行うとともに、点検の結果を環境保全経費の見積り方針へ適切に反映することで、各種施策を実施するための財政上の措置を講ずる。 ○第三次環境基本計画に盛り込まれた指標を適切に活用するとともに、指標の運用を通じて目標の具体化及び指標の充実化などを図る。 ○平成19年度に策定予定の国土利用計画などの計画と第三次環境基本計画との調和を図る。 ○環境政策の企画立案等に活用するほか、環境保全に取り組む各主体に対し、環境白書等を通じた適切な情報提供を行うため、環境情報の提供の在り方を検討するとともに、環境統計データの更なる整備を進める。これに際し、組織の体制強化のため、定員要求を図る。 |
| 2 | 環境教育・環境学習の推進 | 各主体が人間と環境との関わりについて理解し、自ら責任ある行動をもって、持続可能な社会づくりを主体的に参画できるよう、あらゆる場であらゆる主体に対して環境教育・環境学習を推進する。 | ○環境教育の人材育成、確保は一定の進展があったが、教育現場のニーズと人材活用にミスマッチがみられる。 ○行政による環境教育の場や機会の提供については、これが「適性のもの」ならず、継続的な取組となり、持続可能な社会づくりへの参画が定着するよう施策を推進する。 ○わが国における「ESD実施計画」に基づき施策を推進する。なお、同実施計画においては、高等教育機関における取組も重点課題の一つとして位置づけられたため、高等教育機関に関する施策についても取り組む。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○環境財政運営と構造改革に関する基本方針 ・2004(平成16年6月4日):~環境教育を推進する(1部.5.(5)) ・2005(平成17年6月21日):環境保全の理解を深めるため環境教育を推進する(別表1(7)) | |
| 3 | 環境パートナーシップの形成 | 国民、事業者、民間団体、地方公共団体、国などの各主体が、環境保全に関してそれぞれの立場に適切な公平な役割分担の下、相互に連携した自主的・積極的な取組が行えるよう、各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。 | ○行政において、パートナーシップでの取組を進める人づくり、制度作りを進める。 ○企業とNPO、市民との間のパートナーシップづくりの促進のための取組を進める。 ○NPO等の政策提言能力の向上を図る。 ○地域にあったパートナーシップの促進を図る。 ○アジア太平洋地域での環境を巡るパートナーシップについて、課題を整理し、方向性を明らかにする。 ○タウンミーティングやMOEメールへの参加主体の多様化。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○パートナーシップによる取組について、分野を絞って人づくり、制度作りの基盤となる情報・考え方の発信を進める。 ○CSR(企業の社会的責任)について、企業とNPO、市民とのパートナーシップに焦点を当て、望ましい姿を示す。 ○政策提言能力向上を図るため、セミナーなどを実施し、地方EPO(環境パートナーシップオフィス)、市民パートナーシップでの政策作りを促進する。 ○四国と九州の地方EPOの整備を推進するとともにこれを活用し、地域でのパートナーシップづくりの促進を図る。 ○国連大学やUNEP等との協力により、アジア太平洋地域でのパートナーシップ促進のための研究事業を実施する。 ○より多様な主体によるタウンミーティングやMOEメールへの参加と双方向性の促進を図る。 | |
| 4 | 環境と経済の統合に向けた取組 | (1) 経済活動における環境配慮の徹底 | 環境税(温暖化対策税制)等、各主体の経済合理性に沿った行動を誘導する経済的手法を活用し、可能な分野から税制上の優遇措置等の経済的措置について、環境保全上の効果や国民経済に与える影響等を検討し、その早期導入を図る。さらに、事業者の自主的・積極的な環境配慮の取組を促進することにより、経済活動における環境配慮の徹底を図る。 | ○経済的手法の活用において、税制優遇措置について今後とも規制改革及び技術開発の動向等を踏まえ、適切に実施していくこと、及び、環境税について引き続き真摯に総合的な検討を進めていくこと。 ○事業者の自主的な環境保全活動の推進における事業活動に環境配慮を組み込む手法や取組内容の評価手法の開発・普及、SRI(社会的責任投資)等の金融グリーン化の更なる促進、及び環境配慮促進法(平成16年法律第77号)に基づいた環境配慮の取組を公的法人に加え、民間の事業者にも促進すること。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○経済的手法の活用において、環境配慮の促進に効果を挙げている税制優遇措置を引き続き実施し、環境税についても、引き続き、国民、事業者などの理解と協力を得るよう努めながら、真摯に総合的な検討を進める。 ○事業者の自主的な環境保全活動の推進において、環境配慮促進法の確実な施行、民間事業者による環境報告書作成の促進、環境報告書の利用促進及び信頼性の向上等の取り組みを行う。また、環境に配慮した金融の取組を推進するとともに、CSR(企業の社会的責任)推進等について定員要求を図る。 |
| | | (2) 環境保全型産業活動の促進 | 環境に配慮した製品・サービス等や環境保全に貢献する事業活動及び環境ビジネスを促進する。 | ○環境に配慮した製品・サービスの普及促進について、より効果的なグリーン購入のための特定調達品目及びその判断の基準を見直す。 ○地方公共団体、特に町村における取組を促進するための簡易なガイドライン等を作成する。また、国際的なグリーン購入の推進を図る。 ○平成16年度「環境にやさしい企業行動調査」によると、消費者やユーザーの関心がまだ低いこと、各産業分野ごとの市場規模が分からないこと、関連する情報が十分に入手できないこと、等が環境ビジネスの課題。また、第5回日中韓環境産業円卓会議において、中小企業の環境マネジメントが、サプライチェーンを通じ国境を超えて要求されてきているにもかかわらず、その施策等には三カ国間で多くの隔りがあり、確認された。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○環境に配慮した製品・サービスの普及促進について、国等の公的機関による取組を質と量の両面から拡充し、市場に与えるインセンティブをより大きなものとしていくために、市場において大きな位置を占める国等による取組を拡大する。また、地方自治体向けのガイドラインを作成し、モデル事業を実施することにより、地方公共団体への取組の促進を図る。さらには、日中韓円卓会議で提案されている環境レベルの調和化の検討を踏まえ、各国のグリーン購入の基準の調査を行うとともに、世界的なグリーン購入を推進するために、基準の調和化のための課題の整理・検討を行う。 ○環境ビジネスの市場規模及び雇用規模について引き続き調査し、環境ビジネス振興のための具体的施策について検討していく。また、日中韓環境産業円卓会議において、大企業における取引先中小企業に対する環境マネジメントについて引き続き議論を続けるとともに、三カ国の状況を踏まえ、中小企業のための環境マネジメントのあり方について検討する。 | |

| 施策名 | ①達成すべき目標 | ②目標達成に向けた課題 | 評価結果の政策への反映状況 | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------|---|---|-----------------|--|--------------------|-----------|-------------------|--|----------------------------|---|-----------------|------------------------|---|---|--|--|
| | | | ③H19年度予算要求への反映 | | | | ⑦H19年度機構・定員要求への反映 | | ⑩施政方針演説等で示された内閣の重要政策に関する評価 | | | | | | | |
| | | | ④これまでの取組を引き続き推進 | ⑤評価対象政策の改善・見直し (a)評価対象政策の重点化等 (b)評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止 | ⑥評価対象政策を廃止、休止、又は中止 | ⑧機構要求への反映 | ⑨定員要求への反映 | ⑪施政方針演説で示された内閣の重要政策に関する評価 第159回(H16.1.19) 第162回(H17.1.21) 第164回(H18.1.20) | | | ⑫その他の重要政策に関する評価 | 備考(評価結果の平成19年度政策への反映等) | | | | |
| 5 環境アセスメント | (1) 環境影響評価制度の運営及び充実 | 規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、環境影響評価法に基づく環境影響評価の適切な実施により、環境保全上の適切な配慮を確保する。 | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | 干渉生態系や景観に関する調査・予測手法の開発、環境保全措置に関する体系的な情報収集・整理・提供のための仕組み作り、関係者間のコミュニケーションの促進などを通じて、開発事業へのより一層の環境配慮の統合を図る。 また環境影響評価法については、完全施行から7年が経過するところであり、基本的事項の見直しの過程等においても法手続について様々な指摘が出されていることから、これまでに環境影響評価手続を終了した案件の結果等、施行状況について実態を把握し、よりよい環境影響評価のあり方を検討する。 |
| | (2) 戦略的環境アセスメントの推進 | 国や地方公共団体の政策の策定等に当たって、個別の事業の計画、実施に伴う影響を与えることになる計画(上位計画)及び政策について、環境保全上の適切な配慮を確保するためのシステムの導入を推進する。 | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | 地方公共団体との協力関係の強化や海外調査の実施を通じて実例の集積等を図り、地方公共団体等における取組の有効性、実効性の十分な検証を行いつつ、上位計画に対する戦略的環境アセスメントに関する共通的なガイドラインの作成を図るなど、上位計画や政策に対する戦略的環境アセスメントの考え方を更に具体化し、その仕組みの確立に向けての検討を行う。 |
| 6 環境に配慮した地域づくりの支援 | 情報の提供やモデル事業により、地域に対する取組支援と地域間の連携を進め、環境に配慮した地域づくりの全国的展開を図る。 | ○地域環境行政支援情報システム(知恵の環)について、システム利用者のニーズの変化への対応及びシステムの周知を図る。 ○環境と経済の好循環のまちモデル事業について、対象地域数の拡充及び事業効果の評価を行う。 | ○ | ○ | | | | | | | | | | | ○地域環境行政支援情報システム(知恵の環)について、情報提供内容の質的・量的な充実を追求するとともに、システムの周知を図り、さらなる利用を呼びかける。 ○環境と経済の好循環のまちモデル事業について、平成18年度も新規地域として2箇所を公募・選定し(予定)、継続地域とともにその取組を推進していく。また、実施地域から報告された事業効果について評価・公表を行っている。 | |
| 7 試験研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等 | 環境の状況の把握、問題の発見、環境負荷の把握・予測、環境変化の機構や環境影響の解明・予測、対策技術の開発など各種の研究開発を実施するとともに、研究開発のための基盤の整備、成果の普及により、環境問題を解決し、持続可能な社会を構築するための基礎となる環境分野の研究・技術開発を推進する。 | ○環境分野の科学技術を今後も重点的に推進していく上で、産学官連携の視点や地域の優良技術の発掘、実用化といった視点も考慮しつつ、技術開発基盤の整備や優れた環境技術を普及・促進する一層の取組や、専門的な研究・技術開発の成果を普及啓発していく。 ○政府の研究開発評価については、波及効果の把握を含む追跡的な評価等を着実に実施する。 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○第161回所信表明演説(平成16年10月12日):科学技術を活用した環境保護と経済発展の両立。環境に優しい科学技術の開発や普及は、経済の発展につながる。(地域の再生と経済の活性化) ○経済財政運営と構造改革に関する基本方針・2003(平成15年6月27日):重要4分野(ライフサイエンス、情報通信(IT)、環境、ナノテクノロジー・材料)への更なる重点化(Ⅲ.2.(3)科学技術) ・2004(平成16年6月4日):科学技術については、・・・重点4分野(ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料)への更なる重点化(第3部.1.(4).⑤) ・2005(平成17年6月21日):「活力ある社会・経済の現実に向けた重点4分野」(「基本方針2002」)の考え方に沿い施策を集中(第4章.3、重点化と抑制の考え方)重点4分野を中心に・・・施策を集中する。総合科学技術会議が一層の主導性を発揮し、重点化・効率化を図る中で、重点4分野内でも更に領域を絞り込み、投資効果を一層向上させる方を確立する。(別表4)公共投資の重点化・効率化) | |
| 8 公害防止計画の推進 | 公害防止計画に基づいて、各種の公害防止計画を推進すること等により、公害の早急な解決と未然防止に努め、地域住民の健康を保護し、生活環境を保全する。 | ○平成17年度末現在、287市区町村が公害防止計画策定地域として指定されており、大都市部を中心とする自動車交通公害や河川性水域における水質汚濁等の都市生活型公害の問題が存在している。 ○平成13年12月の中央環境審議会答申「公害防止計画制度の運用の見直しについて」の中で、課題対応型の計画を作成するよう指摘されている。 | ○ | ○ | | | | | | | | | | | ○公害の著しい地域等の解消のため、引き続き公害防止計画の達成を図っていく。 ○引き続き、都道府県に対し課題対応型の計画を作成するよう指導を行い、より有効性のある計画の推進を図っていく。 | |

| 施策名 | ①達成すべき目標 | ②目標達成に向けた課題 | 評価結果の政策への反映状況 | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------|---|---|-----------------|--|--------------------|-----------|-----------|---|-----------------|----------------------------|--|--|--|--|--|--|---|
| | | | ③H19年度予算要求への反映 | | | | | ⑦H19年度機構・定員要求への反映 | | ⑩施政方針演説等で示された内閣の重要政策に関する評価 | | | | | | | |
| | | | ④これまでの取組を引き続き推進 | ⑤評価対象政策の改善・見直し (a)評価対象政策の重点化等 (b)評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止 | ⑥評価対象政策を廃止、休止、又は中止 | ⑧機構要求への反映 | ⑨定員要求への反映 | ⑪施政方針演説等で示された内閣の重要政策に関する評価 第159回(H16.1.19) 第162回(H17.1.21) 第164回(H18.1.20) | ⑫その他の重要政策に関する評価 | 備考(評価結果の平成19年度政策への反映等) | | | | | | | |
| 1 1 その他(モデル事業の事業評価) | 外来生物飼養等情報データベースシステム構築費 ○特定外来生物の全飼養者情報をデータベース管理し、不適正な飼養の実態の抽出を図る。 ○環境省総合文書管理システムとの連携により、電子申請の割合の増加と標準処理期間の短縮を図る。 | 本システムは、微修正や機能の追加が必要な部分があるが、特定外来生物の飼養等許可を受けた者の情報はすべて入力され、農林水産省等とも共有できるデータベースとして機能しつつある。しかし、電子申請については、電子署名などの仕組みが国民の間で一般的ではなく、申請は現在のところ紙媒体で行われている。これは、本データベースシステム構築業務のみの課題ではないが、電子申請の割合を10%確保するとした当初の成果目標を達成するに当たって、今後の課題であると考ええる。 | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | 新たに追加指定される特定外来生物に対応してシステムを修正していく中で、データベースシステムへの入力を容易にし、更に標準処理期間の短縮を図る。 電子申請の割合を増加させるためには、当事業の範囲外である電子認証の国民への普及が不可欠である。外来生物法の手続は、全て電子申請に対応しており、本データベースシステムも対応させていくことで電子認証が普及した際の円滑な業務遂行を図る。 |
| 子どもエコクラブ事業 | 子どもエコクラブ会員登録数を平成18年度末で11万人とする。 | 2年間(平成18年度末)での事業目標を、登録メンバー数11万人としてきたが、それを1年前倒しで達成することができた。これは、「目標達成のための手段」それぞれについて、強気に推進した結果と考えられる。地域の中で、積極的に環境保全活動等に取り組む子どもたちが増えたと評価したい。ただし、事業自体には、以下の課題がある。 ①地方自治体の課題 各自自治体では、既存の活動プログラムの紹介だけでなく、地域に根ざした独自の活動を提供、展開したいとの意向が強い。しかし、自治体によっては、企画力やノウハウ等がないため、独自の事業展開ができていない。 ②会員(メンバー)及びプログラムの課題 メンバーの中心は小学生である。そのため、提供される教材や活動プログラムも小学生向けのものが多く、幼児から高校生までの幅広いメンバーの要望に応えることが難しい。 | ○ | ○ | | | | | ○ | | | | | | | | ①引き続き会員増を目指し、子どもエコクラブ事業の広報・普及活動に取り組む。 ②自治体担当者及びサポーターを対象にした研修会、毎年1回開催される子どもエコクラブ全国フェスティバル等を通じて、学校や地域と上手に連携した事例などの紹介や事業展開に当たっての意見交換等を行う。また、各クラブ間のネットワーク作りを支援し、各クラブ間での情報交換を促進する。 これらにより、地方自治体等から各地域の関心事やニーズの把握に努め、各自自治体や各クラブが、地域に根ざしたエコクラブ事業・活動を展開できるよう支援する。 ③会員(メンバー)及びプログラムの課題に対しては、当面はニュースレターを通して、幼児等が取り組めるプログラム等を提供する。また、従前より、企業・団体から教材提供等を受けているが、今後幅広い年齢・学年に対応できるように、様々な教材提供等を企業・団体に呼びかける。 |

3. 事前評価結果(平成17年10月から平成18年9月まで)の政策への反映状況

(1) 公共事業

(1) - 1 廃棄物処理施設整備に対する国庫補助事業に関する事前評価結果 (一般廃棄物処理施設整備事業)

| 事業主体 | 評価時期 | 工期 | 政策評価結果の概要 | 評価結果の政策への反映状況 |
|--|--------|-------|---|---------------------------------|
| 汚泥再生処理センター整備事業 高知県幡西衛生処理組合 | H17.12 | 17-18 | <ul style="list-style-type: none"> 必要性: し尿処理施設等の未整備による施設の新設。 効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 有効性: し尿の適正な処理による生活環境の保全、公衆衛生の向上(放流水の水質の排水基準の達成)。 | 本事業の評価内容を踏まえ、17年度補助事業として採択している。 |
| 熱回収施設整備事業 愛知県刈谷知立環境組合 | H17.12 | 17-20 | <ul style="list-style-type: none"> 必要性: 現有施設(ごみ処理施設)の老朽化(昭和61年度竣工)による施設の更新。 効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 有効性: ごみの適正な焼却によるダイオキシン類の発生抑制(排ガス中のダイオキシン類の濃度基準の達成)、焼却エネルギーの高効率回収・資源有効利用の促進。 | 本事業の評価内容を踏まえ、17年度補助事業として採択している。 |
| リサイクルセンター整備事業 山口県周防大島町 | H17.12 | 17-19 | <ul style="list-style-type: none"> 必要性: 廃棄物再生利用施設の未整備による施設の新設。 効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 有効性: 容器包装廃棄物(ビン、缶、ペットボトル等)の分別、圧縮等による再商品化の促進及びその再商品化に伴うごみ排出量の抑制。 | 本事業の評価内容を踏まえ、17年度補助事業として採択している。 |
| 最終処分場整備事業 山口県周防大島町 | H17.12 | 17-19 | <ul style="list-style-type: none"> 必要性: 現有施設(埋立処分地施設)の残余容量のひっ迫による施設の新設。 効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 有効性: 廃棄物の適正な埋立処分による生活環境の保全(放流水の水質の排水基準の達成)。 | 本事業の評価内容を踏まえ、17年度補助事業として採択している。 |
| 汚泥再生処理センター整備事業 長崎県南高北部環境衛生組合 | H17.12 | 17-19 | <ul style="list-style-type: none"> 必要性: 現有施設(し尿処理施設)の老朽化(昭和54年度竣工)による施設の更新。 効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 有効性: し尿の適正な処理による生活環境の保全、公衆衛生の向上(放流水の水質の排水基準の達成)。 | 本事業の評価内容を踏まえ、17年度補助事業として採択している。 |
| 熱回収施設整備事業 宮崎県延岡市 | H17.12 | 17-20 | <ul style="list-style-type: none"> 必要性: 現有施設(ごみ処理施設)の老朽化(昭和60年度竣工)による施設の更新。 効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 有効性: ごみの適正な焼却によるダイオキシン類の発生抑制(排ガス中のダイオキシン類の濃度基準の達成)、焼却エネルギーの高効率回収・有効利用の促進。 | 本事業の評価内容を踏まえ、17年度補助事業として採択している。 |
| 廃棄物運搬中継・中間処理施設整備事業 福岡県遠賀・中間地域広域行政事務組合 | H17.12 | 17-18 | <ul style="list-style-type: none"> 必要性: 現有施設(ごみ処理施設)の老朽化による他市へのごみ処理委託の中継施設整備。 効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 有効性: ごみの適正な処理及び資源化。 | 本事業の評価内容を踏まえ、17年度補助事業として採択している。 |
| リサイクルセンター整備事業 福岡県豊前市外一町二村清掃施設組合 | H17.12 | 17-19 | <ul style="list-style-type: none"> 必要性: 廃棄物再生利用施設の老朽化による施設の更新。 効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 有効性: 容器包装廃棄物(ビン、缶、ペットボトル等)の分別、圧縮等による再商品化の促進及びその再商品化に伴うごみ排出量の抑制。 | 本事業の評価内容を踏まえ、17年度補助事業として採択している。 |
| 熱回収施設整備事業 鹿児島県肝属地区一般廃棄物処理組合 | H17.12 | 17-19 | <ul style="list-style-type: none"> 必要性: 現有施設(ごみ処理施設)の老朽化による施設の更新。 効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 有効性: ごみの適正な焼却によるダイオキシン類の発生抑制(排ガス中のダイオキシン類の濃度基準の達成)、焼却エネルギーの高効率回収・資源有効利用の促進。 | 本事業の評価内容を踏まえ、17年度補助事業として採択している。 |
| リサイクルセンター整備事業 鹿児島県肝属地区一般廃棄物処理組合 | H17.12 | 17-19 | <ul style="list-style-type: none"> 必要性: 廃棄物再生利用施設の老朽化による施設の更新。 効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 有効性: 容器包装廃棄物(ビン、缶、ペットボトル等)の分別、圧縮等による再商品化の促進及びその再商品化に伴うごみ排出量の抑制。 | 本事業の評価内容を踏まえ、17年度補助事業として採択している。 |

| 事業名 事業主体 | 評価時期 | 工期 | 政策評価結果の概要 | 評価結果の政策への反映状況 |
|-----------------------------------|--------|-------|--|---------------------------------|
| 汚泥再生処理センター整備事業 鹿児島県大島地区衛生組合 | H17.12 | 17-18 | <ul style="list-style-type: none"> ・必要性: し尿処理施設等の未整備による施設の新設。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: し尿の適正な処理による生活環境の保全、公衆衛生の向上(放流水の水質の排水基準の達成)。 | 本事業の評価内容を踏まえ、17年度補助事業として採択している。 |
| 熱回収施設整備事業 愛媛県上島町 | H17.12 | 17-19 | <ul style="list-style-type: none"> ・必要性: 現有施設(ごみ処理施設)の老朽化による施設の新設。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: ごみの適正な焼却によるダイオキシン類の発生抑制(排ガス中のダイオキシン類の濃度基準の達成)。 | 本事業の評価内容を踏まえ、17年度補助事業として採択している。 |
| リサイクルプラザ整備事業 大阪府八尾市 | H17.12 | 17-19 | <ul style="list-style-type: none"> ・必要性: 廃棄物再生利用施設の老朽化による施設の更新。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 容器包装廃棄物(ビン、缶、ペットボトル等)の分別、圧縮等による再商品化の促進及びその再商品化に伴うごみ排出量の抑制。 | 本事業の評価内容を踏まえ、17年度補助事業として採択している。 |
| リサイクルプラザ整備 大分県大分市 | H17.12 | 17-18 | <ul style="list-style-type: none"> ・必要性: 現有施設(粗大ごみ処理施設)の老朽化による施設の更新。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 容器包装廃棄物(ビン、缶、ペットボトル等)の分別、圧縮等による再商品化の促進及びその再商品化に伴うごみ排出量の抑制。 | 本事業の評価内容を踏まえ、17年度補助事業として採択している。 |
| ストックヤード整備事業 福岡県福岡市 | H17.12 | 17-20 | <ul style="list-style-type: none"> ・必要性: 現有施設の処理能力の不足による施設の新設。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 容器包装廃棄物(ビン、缶、ペットボトル等)の分別に伴うごみ排出量の抑制。 | 本事業の評価内容を踏まえ、17年度補助事業として採択している。 |
| 汚泥再生処理センター整備事業 山口県下関市 | H17.12 | 17-18 | <ul style="list-style-type: none"> ・必要性: し尿処理施設等の未整備による施設の新設。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: し尿の適正な処理による生活環境の保全、公衆衛生の向上(放流水の水質の排水基準の達成)。 | 本事業の評価内容を踏まえ、17年度補助事業として採択している。 |
| 汚泥再生処理センター整備事業 岩手県釜石大槌地区行政事務組合 | H18.3 | 17-18 | <ul style="list-style-type: none"> ・必要性: 現有施設(し尿処理施設)の老朽化(昭和61年度竣工)による施設の更新。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: し尿の適正な処理による生活環境の保全、公衆衛生の向上(放流水の水質の排水基準の達成)。 | 本事業の評価内容を踏まえ、17年度補助事業として採択している。 |
| リサイクルセンター整備事業 秋田県湯沢・雄勝広域市町村圏組合 | H18.3 | 17-18 | <ul style="list-style-type: none"> ・必要性: 廃棄物再生利用施設の老朽化による施設の更新。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 容器包装廃棄物(ビン、缶、ペットボトル等)の分別、圧縮等による再商品化の促進及びその再商品化に伴うごみ排出量の抑制。 | 本事業の評価内容を踏まえ、17年度補助事業として採択している。 |
| 熱回収施設整備事業 福島県福島市 | H18.3 | 17-19 | <ul style="list-style-type: none"> ・必要性: 現有施設(ごみ処理施設)の老朽化(昭和52年度竣工)による施設の更新。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: ごみの適正な焼却によるダイオキシン類の発生抑制、焼却エネルギーの高効率回収・資源有効利用の促進。 | 本事業の評価内容を踏まえ、17年度補助事業として採択している。 |
| 熱回収施設整備事業 茨城県さしま環境管理事務組合 | H18.3 | 17-19 | <ul style="list-style-type: none"> ・必要性: 現有施設(ごみ処理施設)の老朽化による施設の更新。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 焼却エネルギーの高効率回収、焼却灰のスラグ化による有効利用、最終処分量の削減。 | 本事業の評価内容を踏まえ、17年度補助事業として採択している。 |
| リサイクルセンター整備事業 茨城県鹿嶋市 | H18.3 | 17-19 | <ul style="list-style-type: none"> ・必要性: 廃棄物再生利用施設の老朽化による施設の更新。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 容器包装廃棄物(ビン、缶、ペットボトル等)の分別、圧縮等による再商品化の促進及びその再商品化に伴うごみ排出量の抑制。 | 本事業の評価内容を踏まえ、17年度補助事業として採択している。 |
| 灰溶融施設整備事業 諏訪南行政事務組合 | H18.3 | 17-19 | <ul style="list-style-type: none"> ・必要性: 現有施設の老朽化による施設の更新。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 環境保全、資源化の推進、最終処分量の削減。 | 本事業の評価内容を踏まえ、17年度補助事業として採択している。 |

| 事業名 事業主体 | 評価時期 | 工期 | 政策評価結果の概要 | 評価結果の政策への反映状況 |
|-------------------------------------|-------|-------|--|---------------------------------|
| 最終処分場整備事業 愛知県田原市 | H18.3 | 17-18 | <ul style="list-style-type: none"> 必要性: 現有施設(埋立処分地施設)の残余容量のひっ迫による施設の新設。 効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 有効性: 廃棄物の適正な埋立処分による生活環境の保全(放流水の水質の排水基準の達成)。 | 本事業の評価内容を踏まえ、17年度補助事業として採択している。 |
| 最終処分場整備事業 兵庫県北播磨清掃事務組合 | H18.3 | 18-19 | <ul style="list-style-type: none"> 必要性: 現有施設(埋立処分地施設)の残余容量のひっ迫による施設の新設。 効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 有効性: 廃棄物の適正な埋立処分による生活環境の保全(放流水の水質の排水基準の達成)。 | 本事業の評価内容を踏まえ、17年度補助事業として採択している。 |
| 熱回収施設整備事業 島根県益田地区広域市町村圏事務組合 | H18.3 | 17-19 | <ul style="list-style-type: none"> 必要性: 現有施設(ごみ処理施設)の老朽化(昭和61年度竣工)による施設の更新。 効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 有効性: ごみ焼却エネルギーの高効率回収、最終処分量の削減。 | 本事業の評価内容を踏まえ、17年度補助事業として採択している。 |
| リサイクルセンター整備事業 福岡県筑紫野・小郡・基山清掃施設組合 | H18.3 | 17-19 | <ul style="list-style-type: none"> 必要性: 現有施設(廃棄物再生利用施設)の老朽化(昭和59年度竣工)による施設の新設。 効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 有効性: 容器包装廃棄物(ビン、缶、ペットボトル等)の分別、圧縮等による再商品化の促進及びその再商品化に伴うごみ排出量の抑制。 | 本事業の評価内容を踏まえ、17年度補助事業として採択している。 |
| リサイクルセンター整備事業 福岡県北九州市 | H18.3 | 18-19 | <ul style="list-style-type: none"> 必要性: 現有施設(廃棄物再生利用施設)の処理能力不足による施設の新設。 効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 有効性: 容器包装廃棄物(ビン、缶、ペットボトル等)の分別、圧縮等による再商品化の促進及びその再商品化に伴うごみ排出量の抑制。 | 本事業の評価内容を踏まえ、17年度補助事業として採択している。 |
| 不適正最終処分場再生事業 沖縄県比謝川行政事務組合 | H18.3 | 17-18 | <ul style="list-style-type: none"> 必要性: 基準を満たしていない埋立処分地の浸出水処理施設の更新。 効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 有効性: 廃棄物の適正な埋立処分による生活環境の保全(放流水の水質の排水基準の達成)。 | 本事業の評価内容を踏まえ、17年度補助事業として採択している。 |
| 焼却施設整備事業 愛媛県上島町 | H18.3 | 17-19 | <ul style="list-style-type: none"> 必要性: 現有施設(焼却施設)の老朽化(昭和57年度竣工)による施設の新設。 効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 有効性: ごみの適正な焼却によるダイオキシン類の発生抑制(排ガス中のダイオキシン類の濃度基準の達成)。 | 本事業の評価内容を踏まえ、17年度補助事業として採択している。 |
| 汚泥再生処理センター整備事業 鹿児島県大島地区衛生組合 | H18.3 | 17-18 | <ul style="list-style-type: none"> 必要性: 現有施設(し尿処理施設)の老朽化(昭和40年度竣工)による施設の更新。 効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 有効性: し尿の適正な処理による生活環境の保全、公衆衛生の向上(放流水の水質の排水基準の達成)。 | 本事業の評価内容を踏まえ、17年度補助事業として採択している。 |
| ストックヤード整備事業 埼玉県所沢市 | H18.3 | 17-19 | <ul style="list-style-type: none"> 必要性: 現有施設の処理能力の不足による施設の新設。 効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 有効性: 容器包装廃棄物(ビン、缶、ペットボトル等)の分別に伴うごみ排出量の抑制。 | 本事業の評価内容を踏まえ、17年度補助事業として採択している。 |
| ごみ処理施設整備事業 静岡県浜松市 | H18.3 | 17-20 | <ul style="list-style-type: none"> 必要性: 現有施設(ごみ処理施設)の老朽化(昭和49年度竣工)による施設の更新。 効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 有効性: 焼却エネルギーの高効率回収、焼却灰のスラグ化による有効利用、最終処分量の削減。 | 本事業の評価内容を踏まえ、17年度補助事業として採択している。 |
| リサイクルセンター整備事業 大阪府北河内4市施設組合 | H18.3 | 17-19 | <ul style="list-style-type: none"> 必要性: 現有施設(廃棄物再生利用施設)の処理能力不足による施設の新設。 効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 有効性: 容器包装廃棄物(ビン、缶、ペットボトル等)の分別、圧縮等による再商品化の促進及びその再商品化に伴うごみ排出量の抑制。 | 本事業の評価内容を踏まえ、17年度補助事業として採択している。 |

(1) 公共事業

(1)ー2 廃棄物処理施設整備に対する国庫補助事業に関する事前評価結果 (産業廃棄物処理施設モデル的整備事業)

| 事業主名 | 評価時期 | 工期 | 政策評価結果の概要 | 評価結果の政策への反映状況 |
|--------------------------------------|--------|-------|--|---------------------------------|
| PCB廃棄物処理北海道事業 (日本環境安全事業株式会社) | H17.11 | 17-19 | 必要性:保管継続のリスクの解消、国際的取組み、長期に保管されているPCB廃棄物の早期処理体制の構築のために必要。 有効性:人の健康影響の低減の観点から有効。 効率性:効率性評価の手法については、有識者からなる検討会を開催し、その検討を踏まえ、ダイオキシン対策としての費用効率性3通りの方法で計算し、ごみ焼却施設ダイオキシン対策事業と比較する手法を採用。既に行われたごみ焼却施設ダイオキシン対策事業の費用効率性は、算定期間を10、20、30年間とした場合、それぞれ171、82、54億円/kg-TEQであり、本事業の費用効率性は、ごみ焼却施設ダイオキシン対策事業と比肩しうるかそれ以上。 | 本事業の評価内容を踏まえ、17年度補助事業として採択している。 |
| 廃棄物処理施設における温暖化対策事業 日本ノボバン工業㈱ | H17.12 | 17-19 | <ul style="list-style-type: none"> 必要性:産業廃棄物(木くず)のサーマルリサイクルの推進。 効率性:投資(費用)に対して総便益が超過。 有効性:二酸化炭素排出量の削減、木くずの処理体制の確保。 | 本事業の評価内容を踏まえ、17年度補助事業として採択している。 |
| 廃棄物処理施設における温暖化対策事業 ㈱市原ニューエナジー | H18.1 | 17-19 | <ul style="list-style-type: none"> 必要性:産業廃棄物のサーマルリサイクルの推進。 効率性:投資(費用)に対して総便益が超過。 有効性:二酸化炭素排出量の削減、産業廃棄物の処理体制の確保。 | 本事業の評価内容を踏まえ、17年度補助事業として採択している。 |
| 産業廃棄物処理施設モデル的整備事業 財団法人クリーンいわて事業団 | H18.3 | 18-20 | <ul style="list-style-type: none"> 必要性:岩手県内における産業廃棄物最終処分場の残余容量の逼迫による施設の不足。 効率性:投資(費用)に対して総便益が超過。 有効性:産業廃棄物の処理体制の確保。 | 本事業の評価内容を踏まえ、18年度補助事業として採択している。 |
| 産業廃棄物処理施設モデル的整備事業 財団法人島根県環境管理センター | H18.3 | 18-19 | <ul style="list-style-type: none"> 必要性:島根県内における産業廃棄物最終処分場の残余容量の逼迫による施設の不足。 効率性:投資(費用)に対して総便益が超過。 有効性:産業廃棄物の処理体制の確保。 | 本事業の評価内容を踏まえ、18年度補助事業として採択している。 |

(2) 新設規制

| 規制の名称 | 規制の内容 | 評価時期 | 評価結果の概要(期待される効果) | 評価結果の政策への反映状況 |
|---------------------------------------|---|-------|---|---|
| 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律 | 判断の基準となるべき事項を定めること等による、容器包装を用いる事業者の容器包装廃棄物の排出抑制の促進に係る自主的取組を促進するための措置の導入 | H18.6 | 事業者による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進のための取組の実施を担保・促進し、容器包装廃棄物の排出を抑制することができる。 | 第164回国会へ当該法律案を提出した。(平成18年6月9日成立、6月15日法律第76号として公布) |
| | 容器包装多量利用事業者に、事業活動に伴う容器包装廃棄物の排出抑制のために必要な措置の実施状況に係る報告の義務付けの導入 | H18.6 | 容器包装多量利用事業者の容器包装の使用状況を的確に把握し、容器包装の使用の合理化が著しく不十分であるときは、勧告を行うことができる状況を確保しておくことにより、容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出抑制を促進する。 | 第164回国会へ当該法律案を提出した。(平成18年6月9日成立、6月15日法律第76号として公布) |
| | 事業者等に対する、再商品化の合理化に寄与する程度を勘案して算定される額の資金の市町村への拠出の義務付けの導入 | H18.6 | 市町村による分別収集の質が高まり、再商品化の質的向上が促進されるとともに、容器包装廃棄物のリサイクルに係る社会的コストの効率化が図られる。 | 第164回国会へ当該法律案を提出した。(平成18年6月9日成立、6月15日法律第76号として公布) |
| 石綿による健康被害の救済に関する法律 | 石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく事業者からの一般拠出金及び特別拠出金の徴収 | H18.3 | 事業者、国及び地方公共団体が全体で費用負担を行うことにより、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講じ、石綿による健康被害者の間に隙間を生じないように迅速かつ安定した救済制度が実現される。 | 第164回国会へ当該法律案を提出した。(平成18年2月3日成立、2月10日法律第4号として公布) |
| 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律 | 京都メカニズムのための割当量口座簿制度の法定 | H18.4 | 割当量口座簿を法制化することにより、算定割当量の取引の安全が確保され、民間事業者等による算定割当量の取引が活発化することが期待される。これにより、国による算定割当量の調達が可能となり、我が国の京都議定書の約束が達成されることとなる。 | 第164回国会へ当該法律案を提出した。(平成18年5月31日成立、6月7日法律第57号として公布) |
| | フロン類の回収が必要な場合の拡大 | H18.4 | 機器中の部品等のリサイクルを目的としてリサイクル業者等に譲渡する場合についても、譲渡を行おうとする者は、フロン類回収業者へフロン類の引渡しを義務化することにより、フロン類の適正な回収及び破壊が行われる。また、悪意を持った業者が形だけの譲渡を装うことにより、容易に脱法行為を行うことを防ぐ効果がある。 | 第164回国会へ当該法律案を提出した。(平成18年6月2日成立、6月8日法律第59号として公布) |
| | 業務用冷凍空調機器整備時にフロン類回収を行う際の登録の義務付け等 | H18.4 | 業務用冷凍空調機器の整備時についても、都道府県知事の登録を受けたフロン類回収業者へのフロン類の回収を委託することにより、フロン類の適正な回収及び破壊が行われる。また、悪意の者が「廃棄」を「整備」と偽って、回収業者への委託を行わないといった脱法行為を防ぐ効果がある。 | 第164回国会へ当該法律案を提出した。(平成18年6月2日成立、6月8日法律第59号として公布) |

| 規制の名称 | 規制の内容 | 評価時期 | 評価結果の概要(期待される効果) | 評価結果の政策への反映状況 |
|---|---|-------|---|---|
| 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律 | 解体される建物中における業務用冷凍空調機器の設置の有無の確認及び説明 | H18.4 | 建物解体工事の元請業者が、その建物内に、冷媒としてフロン類が充てんされている業務用冷凍空調機器が設置されていないかどうかを確認し、その結果について書面により工事発注者に説明することを義務化することにより、建物解体工事の発注者は、フロン回収破壊法に課されている自らの義務を確実に認識することとなり、その結果、フロン類の適正な回収及び破壊が促進さ | 第164回国会へ当該法律案を提出した。 (平成18年6月2日成立、6月8日法律第59号として公布) |
| | フロン類の引渡しの委託等を書面で管理する制度(フロン類引渡行程管理制度)の創設 | H18.4 | ・廃棄等実施者が第三者にフロン類回収業者へのフロン類引渡しを委託する場合、書面を交付することにより、委託関係が当事者間で明確となり、フロン類回収に関し、しばしば生じていると言われる「委託されたか否かが曖昧」「関係者の間で認識の齟齬がある」といった状態を防ぐことができる。 ・廃棄等実施者及び受託者に委託確認書等の保存義務を課すことにより、廃棄等実施者がフロン類の引渡しを第三者に委託したものの、適切に回収が行われなかった場合、どこで回収が滞ったのかを保存されている書面から確認することが可能となり、都道府県知事による行政指導が行いやすくなるとともに、関係者への抑止効果が働く。 | 第164回国会へ当該法律案を提出した。 (平成18年6月2日成立、6月7日法律第59号として公布) |
| 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律 | 猟具の設置者の氏名等の表示の義務付け | H18.4 | 適法に設置された網・わなと違法なものとの判別が容易になるとともに、架設者への連絡が一層円滑になるため、行政による違法な網・わなの迅速な撤去が可能となる。 | 第164回国会へ当該法律案を提出した。 (平成18年6月6日成立、6月14日法律第67号として公布) |
| | 捕獲等の許可の適用除外となる行為の追加 | H18.4 | 種の保存法における認定保護増殖事業等の実施に係る捕獲について、鳥獣保護法に基づく捕獲許可を別途受ける必要がなくなり、事業実施者の負担軽減に資する。(本来鳥獣保護法の許可の際に勘案すべき項目について、認定保護増殖事業等の認定等の際に既に審査しており、鳥獣の保護の観点からも特段の | 第164回国会へ当該法律案を提出した。 (平成18年6月6日成立、6月14日法律第67号として公布) |
| | 捕獲数制限のための入猟者承認制度の創設 | H18.4 | 当該地域の鳥獣の生息状況を踏まえ、特定の鳥獣の捕獲に関し入猟者数の総量規制を行うことにより、きめ細かな狩猟規制を行うことが可能となる。(本制度を活用することにより、現在狩猟を禁止している区域を入猟者数の制限区域とし、狩猟による鳥獣の捕獲等を推進することで、農林水産業被害の低減を図ることが可能となる。) | 第164回国会へ当該法律案を提出した。 (平成18年6月6日成立、6月14日法律第67号として公布) |
| | 休猟区における特定鳥獣の捕獲等の特例制度の創設 | H18.4 | 休猟区内においても狩猟によって農林水産業被害等を及ぼしている特定鳥獣の捕獲等を進めることができるようになり、特定鳥獣保護管理計画に基づく鳥獣の個体数調整が容易となる。 | 第164回国会へ当該法律案を提出した。 (平成18年6月6日成立、6月14日法律第67号として公布) |
| | 使用禁止猟具の所持規制の適用除外の追加 | H18.4 | 種の保存法第10条第1項の捕獲許可を受けた者で、使用禁止猟具を所持等しようとする者について、別途法第9条第1項の許可が不要となり、事業実施者の負担軽減に資する。(本来鳥獣保護法の許可の際に勘案すべき項目について、種の保存法に基づく許可の際に既に勘案しており、鳥獣の保護の観点からも特段の問題は生じない。) | 第164回国会へ当該法律案を提出した。 (平成18年6月6日成立、6月14日法律第67号として公布) |

| 規制の名称 | 規制の内容 | 評価時期 | 評価結果の概要(期待される効果) | 評価結果の政策への反映状況 |
|-------|--------------------------|-------|---|---|
| | 特定輸入鳥獣に関する標識の装着の義務付け | H18.4 | 本制度の導入に伴い、適法に輸入された鳥獣と違法に捕獲・輸入された鳥獣とを容易に識別することが可能となるため、違法な輸入及び国内における違法な捕獲に対する取締りをより実効的に行うことができる。(脚環のない鳥獣は、輸入・国内捕獲を問わず、違法な流通と判断されることとなるため。) | 第164回国会へ当該法律案を提出した。(平成18年6月6日成立、6月14日法律第67号として公布) |
| | わなの使用を禁止又は制限する区域の指定制度の創設 | H18.4 | 住宅地等、特定の区域において、わなの設置に伴う事故の防止を図ることができる。 | 第164回国会へ当該法律案を提出した。(平成18年6月6日成立、6月14日法律第67号として公布) |
| | 狩猟免許区分の見直し | H18.4 | 近年のわな猟に係る狩猟免許取得の需要の増大に応じ、これまでの網・わな免許を分離し、わなのみの免許取得を可能とすることで、免許を受けようとする者の負担軽減及び狩猟人口の確保が図られる。(なお、平成17年に措置された特区要望の効果として、島根県等の5県におけるわな猟免許の受験者数は前年比約2倍となっている。) | 第164回国会へ当該法律案を提出した。(平成18年6月6日成立、6月14日法律第67号として公布) |